

農業外国人材確保・定着に向けた公営住宅活用マニュアル作成業務委託に係る審査要領

1 目的

農業外国人材確保・定着に向けた公営住宅活用マニュアル作成業務の委託先を選定するに当たって、必要な事項を定める。

2 審査員

- ・宮崎県担い手農地対策課長
- ・宮崎県担い手農地対策課長補佐（総括）
- ・宮崎県担い手農地対策課長補佐（担い手対策担当）
- ・宮崎県担い手農地対策課（参入支援・人材対策担当リーダー）
- ・宮崎県建築住宅課（公営住宅担当リーダー）
- ・宮崎県国際・経済交流課（国際企画・旅券担当リーダー）

3 審査の基準

別紙審査表のとおり

4 審査方法

各審査員が、それぞれの企画提案について、別紙（審査表）により書類審査を行い、全ての審査員が60点以上を付した提案について、最多得点となった者から優先的に採択する。

同得点が複数者ある場合については審査員全員で協議の上、採否を決定する。

なお、参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である360点（満点600点×6割）以上になったとき、その参加者を契約締結候補者として決定する。

5 審査通知

選定の結果については、申込者に対して速やかに文書で通知する。

なお、採択した事業計画について、審査において変更を要すると判断した部分があった場合は、県と採用者間で協議を行い、事業の目的に沿った内容に変更するものとする。